

## 第1部 各パネリストによる問題提起を踏まえたプレゼンテーション

一橋大学大学院経済学研究科、国際・公共政策大学院教授 佐藤 主光 氏  
株式会社経営共創基盤代表取締役CEO 富山 和彦 氏  
中央大学法科大学院教授、東京財団上席研究員 森信 茂樹 氏  
モデレータ：株式会社日本総合研究所 副理事長 湯元 健治



湯元副理事長

〔湯元〕 皆さん、こんにちは。日本総合研究所の湯元でございます。本日、モデレータを務めさせていただきます。

お三方から、まず法人税改革に対する基本的な認識あるいはスタンスというものにつきまして、恐縮ですが、それぞれ7分程度でプレゼンテーションをお願いしたいと思います。

その前にご紹介をさせていただきたいと思いますが、皆様から向かって左側から、中央大学法科大学院教授の森信茂樹先生です。先生は、財務省財務総合政策研究所所長などを歴任されまして、現在は東京財団の上席研究員も兼任されておられます。次に、一橋大学大学院経済学研究科、国際・公共政策大学院教授の佐藤主光先生でございます。財政学をご専門とされまして、政府税制調査会等の公職も多く務めていらっしゃいます。そして最後に、株式会社経営共創基盤代表取締役CEOの富山和彦さんでございます。産業再生機構のCEOなどを務められまして、現在は政府税制調査会の委員をはじめ、また多くの公職も務められていらっしゃいます。お三方とも非常に著名な、皆さん、よくご存じの方々ばかりかと思えます。プロフィールの詳細につきましては、お手元のパンフレットをごらんいただければと思っております。

それでは、プレゼンテーションをお願いと思いますが、まず佐藤先生からお願いできますでしょうか。

### 佐藤 主光 氏「法人税改革を考える：経済学の視点から」



佐藤教授

〔佐藤〕 よろしくお願いたします。

私の本業は経済学者でありますので、まずは経済学の視点から、この法人税改革をめぐる三つの疑問について簡潔に考えていきたいと思えます。

〔何故、法人税減税か？通念と実態〕

第1の疑問、そもそも論ですけれども、「何で法人税の減税なのか」。ここでは、通念＝一般に思われることと、実態＝実際のところを比較しながら説明していきたいと思えます。

よく出てくるのは、法人税減税というのは企業の負担の軽減であるということです。この前提条件は、



法人税は利益を上げている法人企業が負うものであることですね。払っているのだから、それは当たり前と思うかもしれませんが、税の世界ではさにあらずです。税を払っている人間と税を負担している人間は一般に違います。

では、実態はどうかというと、結局、税の負担は、私たちは転嫁という言葉を使いますが、例えば製品価格の上昇や配当所得の減少、あるいは雇用の消失、例えば企業が海外へ出ていけばそうなりますので、そういう形で、最終的には何らかの形で国民に転嫁されるものなのです。とすれば、法人税減税の問題というのは、何も企業の負担軽減の話をしているわけではない。法人税も結局は国民の税負担なのですから、国民の税負担のあり方自体を考えているということになるわけです。これは法人税の問題を考えるときの大前提になるべきことなのです。

二つ目ですけれども、「法人税は減税してもあまり意味ないよね」という意見も多く聞かれます。なぜかということ、今、法人企業はたくさんの内部留保、300兆円とかいいますがけれども、多額の内部留保を抱えているのではないかと、言われます。でも、少し目先を変えて考えてみませんか？なぜ、企業が多額の内部留保を抱え込むかというと、結局、投資先がないから。要するに、投資をしても、あまり大した利益が見込めないから。その大した利益が見込めない理由の一つは高い法人税であるとするのであれば、むしろ、法人税を減税することによって企業の利益を高めることが投資の促進につながるのではないかとということになるわけです。

三つ目です。法人税減税は一見、財政再建に矛盾しますよね。「今、こんなにプライマリーバランスが赤字のときに、何でわざわざ法人税を減税するのですか」という話が出てきます。しかし、我々が考

## 何故、法人税減税か？通念と実態

2

	通念	実態
法人税の負担	利益を上げている法人企業	<input type="checkbox"/> 法人税の負担は製品価格の上昇、配当所得等の減少、雇用・賃金の低下といった形で国民（消費者・投資家、労働者）に転嫁 <input checked="" type="checkbox"/> 法人税は国民の負担（公平とは限らない）
法人税減税の効果	企業の現在の内部留保増 <input checked="" type="checkbox"/> 内部留保を積み増しても投資は増えていない	<input type="checkbox"/> 経済効果 = 将来の収益を上げることで設備投資や立地、新規事業（参入）を誘因づけ <input type="checkbox"/> 税収効果 = 海外への利益移転（租税回避）の誘因を抑制
財政再建との関係	消費税増税を含む財政再建目標（2020年度までに国・地方の基礎的財政収支の黒字化） <input checked="" type="checkbox"/> 財政再建と成長の二者択一？	<input type="checkbox"/> 財政再建と経済成長の両立が不可欠 <input checked="" type="checkbox"/> 税収が不安定で経済活動を阻害する法人税で財政再建は実現しない <input checked="" type="checkbox"/> 経済効果に配慮した税収構造（タックス・ミックス）の見直しも財政再建の一環

税と経済学のキーワード：

税負担の転嫁    将来期待（フォワードルッキング）    誘因効果（インセンティブ）

3

## 参考：消費税と法人税

	消費税	法人税
課税	消費課税	所得課税
納税者	登録事業者	法人企業
課税ベース	付加価値 = 売上 - 仕入れ	法人所得 = 収入 - 経費
経費	仕入れ額	損金
人件費	控除されない	控除
投資経費	即控除	減価償却費として後年控除
課税原則	仕向け地主義	源泉地主義・居住地主義

えなければならないのは、財政再建と経済成長を対立させるのではなくて、どう両立させるかです。とすれば、あまり税収が不安定な法人税に頼った形の財政再建というのは、そもそも無理。むしろ、経済成長にかなうような、長い目で見た成長にかなうような、我々、タックスミックスと言いますけれども、税源の構成を見直していく必要があるわけです。要するに、法人税の減税はその一環であるということになるかと思います。

〔何故、課税ベースの拡大か？：単なる税収確保ではない〕

二つ目の疑問ですけれども、「何故、課税ベースの拡大なのか」。一般的には、税率を下げるのだから、税収ロスが生じます。だから、税収をどこかで確保しなければいけません。そこで、課税ベース拡大となる。これは財務省的ロジックなのですが、でも、実は、経済学はそれだけではないのです。

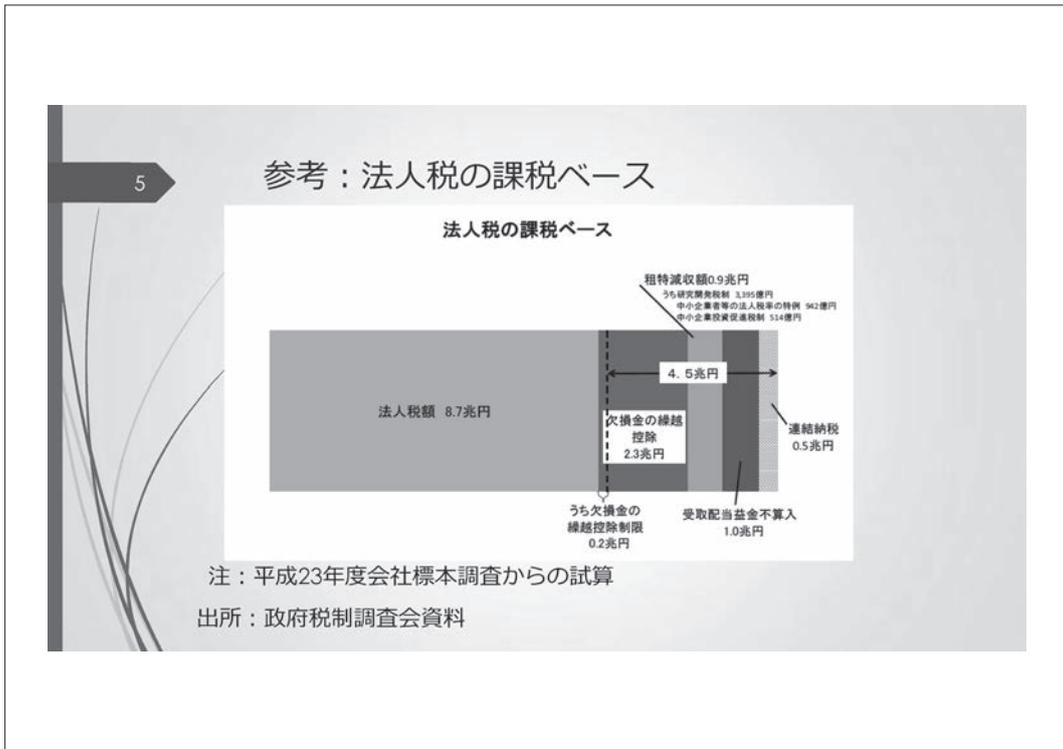
税制改革の基本は何かというと、広く薄い課税です。広くというのは、課税ベースの拡大です。もちろん、むやみやたらに拡大しろと言っているのではなくて、本来の法人の利益に課税するように課税ベースを拡大しましょうということです。薄いというのは、税率を下げるということです。つまり、税率を抑えることによって、経済活動に対する阻害効果を抑制しようということになるわけです。

〔参考：政策減税（租税特別措置）VS法人税率引き下げ〕

現状はどうかというと、課税ベースが狭くなっている。その一つの理由は、政策減税、いわゆる租税特別措置であると言われています。教科書的に言えば、租税特別措置はそんなに悪いものではない。あ

4

- ◆ 税制改革の基本は「広く薄い課税」
  - 広い=課税ベースの拡大
    - ✓ (無原則な拡大ではなく) 真の経済価値(法人税=法人利益)に一致させる
  - 薄い=(法定)税率の引き下げ
    - ✓ 税率を抑えることで経済活動(設備投資、雇用・立地、租税回避)への阻害効果を抑制
- ◆ 経済的実効税率=企業への実質的な課税は法定税率と課税ベースが決定
  - 課税ベース拡大で①税収を確保するとともに②企業・部門間での競争条件(経済的実効税率)を均等化
    - 租税特別措置等は特定の企業・部門を優遇(必ずしも経済的合理性には即さない)
    - ✓ 収益性の低い企業・部門が税制上の優遇で競争力を維持⇒経済の代謝を阻害
    - ✓ 優遇措置の対象にならない企業・部門(新興企業や外資等)を(資金確保を含め)競争上不利に
- 「広く薄い課税」の狙い=経済的実効税率を①(全体として)抑制・②(企業・部門間で)均等化させることで税の中立性を高める



6

### 参考：政策減税（租税特別措置）VS法人税率引き下げ

	政策減税	法人税率引き下げ
対象	特定の部門・企業 ⇒正しく対象を絞っているか疑問	全ての部門・企業 ⇒新興企業を含む
減税の対象	インプット＝研究開発・投資	成果＝収益
政治性	恣意的＝利益誘導	恣意性を抑制

↓

□ 法人税率引き下げの方が、新興企業・部門にも減税効果が及ぶ上、成果に応じた減税になる

---

る種、成長の見込める分野に、企業にターゲットを絞って減税するわけです。それが研究開発だ、設備投資だ、雇用の拡大だ、につながるのだったら、いいじゃないかということになるかもしれません。

しかし、現実問題の政策減税とは何かというと、結局は既得権益化してしまうもので、必ずしも意図に即した結果に繋がるわけではありません。ミスターゲットという言い方になりますけれども、政府が優良部門だと思っている産業分野が本当に優良部門かどうかというのも怪しいわけです。どれが成長センターになるかはマーケットが決めることであって、政府が決めることではないんですね。我々は社会主義の世界にいるわけではない。

とすれば、政策減税を縮減して、むしろ、法人税率を下げる。法人税率を下げるということは、新興企業を含めたすべての分野に対して同じ機会を与える。競争条件を均等化するわけです。偏った減税を避けているわけですから、みんなが収益を上げれば減税されるわけです。収益を上げている企業にとってみれば減税の恩恵が及ぶわけでありますので、むしろ、いろいろな分野に対して成長の可能性を与えていくという、そういうメリットがあるということになるかと思えます。その意味において、広く薄い課税というのは、ある意味、単なる税収確保ではなく、長い目で見て、新しい分野を含めた成長の可能性というものを高めるために必要な改革であるということになると思えます。

#### 〔何故、地方法人税か？〕

最後の疑問ですが、「何故、地方法人税か」。法人税減税というと、国税の話をしていると思われるかもしれませんが、さにあらずです。政府の税制調査会においても、もちろん、国税の話もしたのですが、大きなテーマになったのが、外形標準課税に絡みますけれども、地方法人課税のあり方です。わが国の法人実効税率はざっくり35%とか36%とか言われますが、そのうちの10%は、実は、地方の法人課税なんです。つまり、先進国よりも日本の法人税率を高くしているのは、国税ではなく——国税もなんですけれども、かなりの部分は地方税なんです。

地方が法人課税に依存しているということの問題点は二つあります。一つは、いわゆる税源の偏在です。東京が豊かで、もちろん、企業のいない地方圏は財政力が乏しいという偏在です。二つ目は、実は、東京にとっても大問題なのですが、税収が不安定だということです。したがって、むしろ、改革すべきは、地方の法人課税をどうやって抑制していくか、縮減していくかということになるかと思えます。それは一石二鳥の改革です。全体で、国際的に見れば、日本の高い法人実効税率を下げられる。国内的に見れば、今申し上げた通り、地方財源の安定化、それから偏在の是正につながることにありますので、実は、悪いことではないと思うのです。

具体的な改革案ですが、税収中立を前提にするのであれば、どこからか財源を持ってこなければいけないわけです。そこで、アイデアが大きく二つあって、一つが、きょう出ている外形標準課税。もう一つは、法人課税の枠のなかで税収中立を目指すのではなくて、他の税目も含めた形で、これは政府税制調査会でも提案されていますので、他の税目も含めた形で税収中立を目指す。とすれば、固定資産税などの拡充というものではないかということになってくるかと思えます。外形標準課税の話はまた後でやりますので、これについては後の議論とさせていただければと思います。

私の話は以上です。ありがとうございました。(拍手)

## 何故、地方法人税か？

7

- 我が国の法人実効税率（約35%）を高くしているのは地方法人二税（法人事業税・住民税）
- 高い法人課税依存は①地域間で（人口一人あたりでみた）税収格差、②（特に都市圏自治体で）税収の不安定の原因に
- 高い法人二税依存の是正は「一石二鳥」の改革
  - 対外的＝国際的にみて高い法人（法定）実効税率の引き下げ
  - 対内的＝地方財源の安定化・格差是正
- 具体的な改革案
  - 法人二税に代えて個人住民税や固定資産税（土地等）の強化
  - ✓ 単なる税率の引き上げより課税ベースの拡大（控除や軽減措置の見直し）で対応
- 政府税制調査会でも「他税目を含む見直し」の言及
- 法人事業税の外形標準化は解決策にはならない

二つの外形標準課税	
理想的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広く薄い課税＝全ての企業・事業体に課税⇒ 実質的な付加価値税（Business VAT）</li> <li>・ 赤字企業課税＝課税の適正化（応益原則）と収益性の低い企業の退出促進</li> </ul>
実態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本金一億円以上の企業に限定⇒ 広く薄い課税にはなっていない</li> <li>・ 法人税の看板の架け替え？</li> </ul>

8

## 参考：隠れ消費税としての外形標準課税

付加価値税の種類		
種類	課税ベース	
GNP型 付加価値税	売上額－仕入原材料額	賞金＋利子＋地代 ＋減価償却費＋利潤
所得型 付加価値税	売上額－仕入原材料額－減価償却額	賞金＋利子＋地代＋利潤
消費型 付加価値税	売上額－仕入原材料額－資本財購入額	賞金＋利子＋地代＋減価償却費＋ 利潤－設備投資

出所：総務省資料

[湯元] ありがとうございました。

それでは、次に富山先生、お願いいたします。

#### 富山 和彦 氏「税制抜本改革を考える」

[富山] 富山です。よろしくお願いいたします。私は企業経営者あるいは経済同友会の副代表幹事ですので、経済界という立場でちょっと話をしますが、あまり経済界のたてまえ論をやってもしょうがないので、基本的にぶっちゃけ本音で話をします。というのは、私自身、割と企業再生の仕事をやっていたりして、それもでっかいところ、JALとかカネボウもやっていれば、田舎の旅館みたいな、本当に零細会社の再建もやっていますので、経済界でどうか産業界でどうかと言っている話は大体うそなんですよね、全然ばらばらなので、それぞれのいろんな本音をミックスしながら話をしたいと思っています。

さはさりながらマクロから入らなければいけないので、マクロ的な状況を申し上げると、日本経済の今の中長期的、構造的な制約よりは、むしろ、これはイェール大学の浜田さんなんかも言っていますが、供給サイドなんですね。ということは、生産性の上昇から家計を中心にした富の循環構造をつくれるかどうかというのが、アベノミクスの成否を決めるわけであります。

生産性は何で決まるかといったら、資本生産性と労働生産性なわけで、資本生産性の向上からインベ



富山代表取締役CEO

### 税制抜本改革を考える ～法人実効税率引き下げを起点とする歳出・歳入改革～



2014年11月13日  
株式会社 経営共創基盤  
Industrial Growth Platform, Inc. (IGPI)  
代表取締役CEO 富山和彦

SEM00141113

IGPI All Rights Reserved

ストメントチェーンを高度化して、家計金融資産、年金資産の拡大を通じて資産効果による消費の拡大、企業収益の拡大、投資の拡大、また生産性の向上、この循環がどっちかというところが皆さんがよく知っているような上場企業の世界、私の言葉でいうとグローバル経済圏の世界で考えなければいけないことになるわけであります。

もう一方で、労働生産性の向上というのは非常に重要で、これが労働分配の増大、実質賃金の上昇、消費の拡大、企業収益の拡大、投資の拡大、またこの循環もつくっていききたいということになるわけです。

実は、資本と労働、この二つの生産要素で考えたときに、すでに日本で一番足りなくなるのは資本ではありません。金は余っています。実態問題として、もう嫌というほど余っています。足りないのは圧倒的に労働力でありまして、したがって、この労働力が現実的な制約要因です。

で、まずはグローバル経済圏を先に簡単に言っておくと、問題は、全般には経済指標としての話は、みんな、暗黙のうちにこっちの話をするんですよ。これ、いいんですけども、今、GDPの約3割です。ずうっと減ってきています。グローバル経済圏はどういうことかというのは、お手元参考資料の「ローカル経済から甦る日本」の5ページ目に、グローバルとローカルをどういうふうに私が分けているかというのがありますので、これを見ておいてください。

とにかくグローバル、典型的には大手製造業の世界です。これはGDPの3割、就業者の約2割にすぎません。これはずうっと減ってきています。日本だけではなくて、ドイツでもアメリカでも同じ現象が起きています。先進国みんなそうですね。ここでの日本の問題は、圧倒的に資本生産性が低いとよく言われている問題で、要は、大企業のROEを高めることが大事だということになります。そうすると、法人税率を引き下げて、コーポレートガバナンスを強化していく、こういうパッケージに当然なるわけで、ですから、アベノミクス、とくに今年の6月に出した「日本再興戦略」がマーケットの評価がよかったのは当たり前で、この通りのことが書いてあるからであります。

それからもう一点。これは、今、佐藤先生からありましたが、これはトレーダブルグッズで、生産する場所あるいは販売する場所、開発する場所を選べる産業領域ですから、したがって、立地競争力はすごく大事になるわけです。ここで大事なことは、日本の国内立地の比較優位性に着目した議論をしないと、実は、だめだということで、先ほど、ちょっと輸出競争力の議論がありましたが、ストレートに言うと、今どき、コスト競争力をてこにして輸出している会社というのは超ダサイ会社です。話にならないです。持続性は絶対ないです。どう考えても付加価値競争力で勝負する以外に絶対勝ち残る意味はないので、コストが上がったから輸出競争力がなくなるという議論は、これはナンセンスです。申しわけないですけども、意味はないです。これは全く意味はありません。圧倒的に付加価値競争力です。ということは、国内に持ってくるべき機能は、高付加価値な生産機能、高付加価値な開発機能、R&D機能です。これは断言します。

したがって、立地競争力の議論をするときには、どうしたらそういう機能を、要するに、所得が高くて、でも、比較的いろんな集積のある国内に持ってこられますかという議論をやるべきであります。要するに、比較優位のないものを無理やり持ってこようとしても無意味な議論です。企業はそういうふうに行動しません。建前上どう言ったって、本音ではそういうふうに行動しません。

ちなみに、立地を選ぶときの企業の優先順位、圧倒的その一は、競争上、どこで何をやるのが合理的かです。残念ながら、法人税の議論は最後の最後の最後の最後ぐらいです。これが、実際、会社のボードでの議論のされ方です。これも本音で申し上げておきます。

次に、ローカル経済圏ですが、実は、こっちが私は大事だと思っていて、これがまさに労働生産性がめっちゃめっちゃ低いんですね。私のもう一つの参考資料「持続的成長へのリアル挑戦課題と経済財政政策への示唆」の、1、2、3ページあたりに書いてございますが、とにかくこのローカル経済圏の企業あるいは産業セクターの労働生産性が低い。で、必然的に賃金も低くなるということでもあります。

先ほど、雇用制度改革の議論がありました。実は、雇用制度改革のジレンマというのがあって、現在、日本で雇用の流動化を起こしますと、あるいは流動化している雇用がどこからどこに移るかという、基本的にはグローバルな世界からローカルな世界にどんどん雇用が移動しております。

何が起きるかという、賃金が下がります。よく言われている低成長セクターから高成長セクターに労働移動が起きると、この国では、いや、むしろ先進国全部そうなんです。実は賃金が下がるんです。あるいは生産性の低いところに移っちゃうんです。実は、これが問題の本質です。ですから、雇用の流動化はそれだけでは答えにはなりません。大事なことは、どうやったら生産性の低いセクターから生産性の高いセクターに雇用を移動できるのかという問いと、生産性の低いセクターの雇用の質をどう上げられるか。これが本当の問いであります。

それで、ついつい雇用制度改革の議論も、要は、大手町を中心にした議論をしちゃうんですね。大手町、丸の内の世界においては、もともとグローバル企業が大半なので、その議論は一見わかるのですが、

  
IGPI

---

- 日本経済の中長期的、構造的な制約要因は主に供給サイド
  - － 生産性の上昇によって家計を中心にした富の循環構造を作ることが鍵
  - 資本生産性の向上⇒インベストメントチェーンの高度化⇒家計金融資産、年金資産の拡大⇒資産効果による消費の拡大⇒企業収益の拡大⇒投資の拡大
  - 労働生産性の向上⇒労働分配の増大⇒実質賃金の上昇⇒消費の拡大⇒企業収益の拡大⇒投資の拡大
  - － 最大の構造的な制約要因は労働力不足
  
- グローバル経済圏(GDPの3割、就業者の2割)の企業: 資本生産性の低さが問題
  - － 大企業のROEを高める施策⇒法人税率の引き下げ、コーポレートガバナンスの強化
  - － 立地競争力の強化⇒日本の国内立地の比較優位性に着目した施策群(法人税率はその一つ)
  
- ローカル経済圏(GDPの7割、就業者の8割)の企業: 労働生産性の低さが問題
  - － 中小企業の労働生産性を高める施策⇒新陳代謝の促進、規制のスマートレギュレーション化(労働基準監督や最低賃金規制はむしろ強化すべき)
  - － 地方中核都市へのコンパクトシティ化、コンパクトタウン化

SEM00141113 IGPI All Rights Reserved - 1 -

実は、この大手町や丸の内は日本全国の企業数比でいうと超マイナー企業です。そのことをよく考えなければいけないということです。

次に法人税です。これは後でまたいろいろ議論があるので、簡単に言いますが、法人税体系は、それぞれの経済圏、産業特性、企業特性に応じて生産性を実質的に押し上げる体系に進化すべきです。そういう意味でいうと、外形標準云々がありました。最悪なのは、実は、所得課税です。所得課税というのは、生産性向上に懲罰的なんです。これ、もうけたらいかんと言っている税制です。なので、これが実は最悪なんです。圧倒的に最悪なんです、もともと。だから、これ、後でまた言いますが、何でもここに課税しているのかという根本問題があります。

かつ、現状は、70%の法人がそういう所得課税に関しては赤字欠損になっています。かつ、20年にわたってその赤字企業が存在し続けるという話です。実は、いろんな租税特別措置とかを組み合わせると、日本の税体系というのは生産性の低い企業に有利な法人課税体系になっているということです。これ以外のもろもろの法人に対するいろんな補助とかああいうのをこうやって考えると、この国は実質的に法人のなかで所得の再分配をやっている国なんです。要するに、強い法人から弱い法人に、法人という単位で所得の再分配をやってきた国です。なので、70%の赤字法人が20年間生き残ることができたわけがあります。

過去、そうやって赤字企業を存続させることが、私は労働政策上としてはそれは意味があったと思いますが、もはや意味がありません。というのは、今、労働力不足、人手不足で、失業問題そのものは問題じゃないからであります。そういった意味合いでいうと、私のポイントは、とにかく税体系を生


  
IGPI

---

- 法人税体系はそれぞれの経済圏、産業特性、企業特性に応じて生産性を実質的に押し上げる体系に進化すべきだが・・・
  - － そもそも所得課税は生産性向上に懲罰的
  - － 70%の法人が税務上の赤字企業(その多くが中小零細企業)として20年にわたり存在し続けている問題
  - － 様々な税制優遇措置により結果的に生産性の低い企業に有利な法人税体系を形成
- 成長志向の法人税体系を目指すなら、本来は生産性の高い企業に有利、少なくとも生産性に中立的な税体系に転換することが最も重要・・・直接税から間接税へ、中央から地方へ
  - － 供給制約、特に労働力不足の時代に、法人を巡る負担と給付の体系に所得再分配機能を持たせる意味はない
  - － 量的にはカネ余りのグローバル経済圏において計算上のネット減税に拘る意味はほとんどない(大事なことは国内外の競争力のある企業や起業家にとって、インセンティブ体系として投資や生産性向上を動機付けとなること)
  - － 生産性の低いローカル経済圏において赤字法人への課税強化は長期的には必ず成長にプラスに働く(大事なことは競争力のある企業や起業家にとって有利な課税体系となっていること)

SEM001141113
IGPI All Rights Reserved - 2 -

産性にせめて中立的にしようよということでもあります。

よく赤字法人課税が企業の体力を弱めて景気にマイナスだと言いますが、私は決してそうは思いません。それは、そういう中小、零細の破綻企業をいっぱい見てきた実感として申し上げます。結論から言うと、あれはうそです。スベア・ザ・ロッド・アンド・スポイル・ザ・チャイルドです。基本的に厳しい条件に追い詰められれば経営者というのはちゃんと頑張っているいい経営をするものであります。

そういった意味で、日本の企業経営、あるいは現場、あるいは経営者の潜在力は本来高いわけですから、それを発揮しようと思ったら、むしろ、厳しい条件にしたほうがいいと思っているので、結論から言うと、私は、基本的には課税体系というのは、直接から間接、あるいは法人から個人、あるいは中央から地方へと流れるのは賛成なので、別に私は外形標準にこだわっているわけではなくて、そこそ地方消費税を上げたって、固定資産税を上げたって、これは全部外形ですから。外形的な課税を、赤字法人課税を強化するというのが私は大事だと思っているので。ですから、ちょっと言い方は悪いですけども、論点としては、これもまた後で議論しますが、私はそもそもネット減税にこだわる、こだわらないという論点自体がナンセンスだと実は思っております。それは企業のインセンティブと全然関係ないです。

それからあと、税収中立に関しては、先ほど来の議論の通りで、それはトータルの税制体系で考えれば当たり前のことであって、法人税内の税収中立にこだわるという議論も私は意味がないと思っているので、そもそも論点設定自体が、何であんなに盛り上がりっちゃうのかなというふうに正直思っている次第です。

以上でございます。(拍手)

[湯元] ありがとうございます。

最後に森信先生、よろしく願いいたします。

#### 森信 茂樹 氏「アベノミクスと法人税改革」



森信教授

[森信] 中央大学の森信です。富山先生の激しい本音の議論の後で話しくいのですが(笑)、私は論点を絞って話をしたいと思います。

#### [話の要旨]

まず今、なぜ法人税率の引き下げが必要かという点について。いろいろな理由がありますが、資料2ページの冒頭にありますように、大きい理由の一つとして、法人税の表面税率を下げることの必要性を、ここで強調したいと思います。これは、たとえ税収中立であっても表面税率を下げることには意味があるということでもあります。

今、低税率国に本社を移して無形資産を移転させたりして税負担を軽減するタックスプランニングが世界的に蔓延しています。それで、OECDでBEPS(税源侵食と利益移転)というプロジェクトが始まっているわけですが、このような租税回避は日本企業にも及びつつあるという話を後でしたいと思います。

# アベノミクスと法人税改革

日本総研シンポ(14年11月13日)

中央大学法科大学院教授

森信茂樹

1

## 話の要旨

- 安倍政権の下で法人税改革が始まっているが、法人税の「実効税率」だけでなく、「表面税率」を引き下げることにも大きな効果がある。
- 低税率国へ(無形資産を活用し)所得を移すタックスプランニングは日本企業にも広がりつつあり、これを防ぐ必要がある。
- 法人税改革は、一方で消費税率を引き上げ国民に負担を求める以上、課税ベース拡大によることが基本。
- 近い将来法人税率は20%台半ばまで引き下げざるを得なくなり、更なる税制改革が視野に入ってくる。その議論につなげるため、今回外形標準課税の意義をしっかりと議論する必要がある。
- スウェーデンも、英国も、ドイツも、「消費税率を引き上げて法人税率を引き下げざるを得なかった」という現実。

2

す。

それから、外形標準課税の話は後で議論があると思いますが、少し触れたいと思いますし、もう一つ、法人税率の引き下げが恐らく29%では終わらないだろうと思います。25%までの引き下げという話にすぐなると思います。その際にはどうしたらいいのかという話を、これは外形標準課税とも非常に密接な関係があると思いますが、最後にしたいと思います。

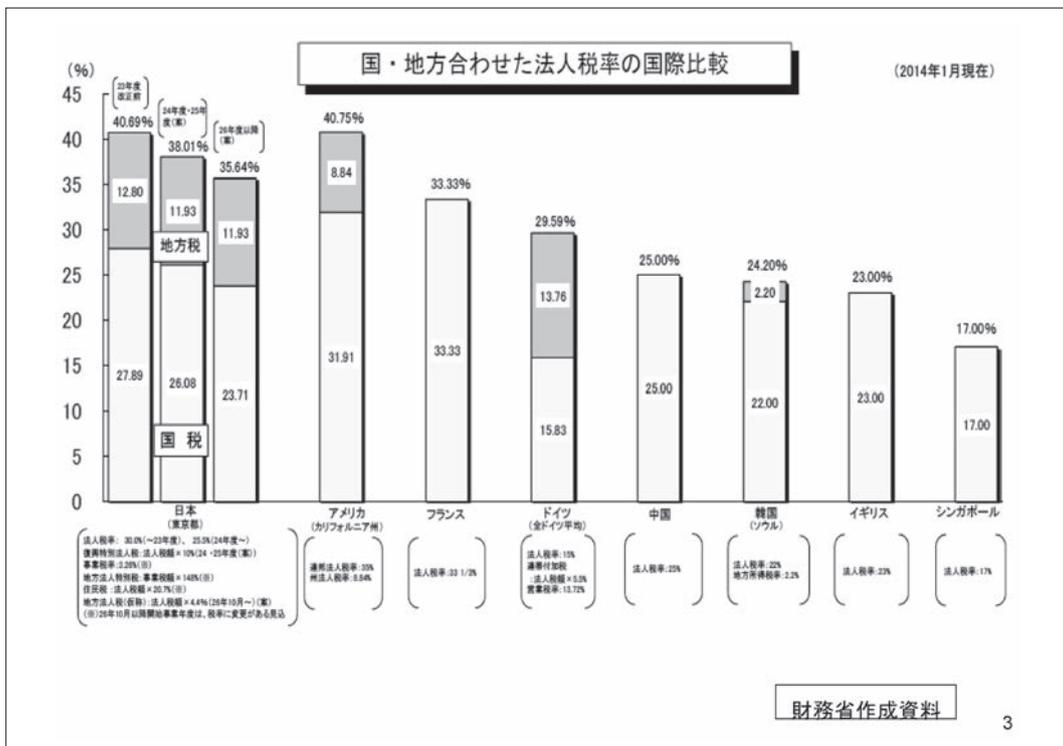
### 〔国・地方合わせた法人税率の国際比較〕

資料の3ページは財務省の資料ですが、表題が「国・地方合わせた法人税率の国際比較」となっています。これまで、「法人実効税率」という名前になっていたのですが、私は、「これはおかしい」と指摘してきました。実効税率というのはエフェクティブ・タックスレートで、法人が本当に負担している税率ですが、資料の数字は表面税率を調整しただけです。それで、今は財務省も単に法人税率と言いかえています。つまり、これは表面税率という意味なんです。

資料4ページの「骨太の方針」の話は省略します。

### 〔表面税率・実効税率・限界税率〕

資料5ページは、マーリーズ・レビューという、イギリスのシンクタンクIFSの出した有名なレポートからの引用ですが、法人税の税率を表面税率、実効税率、限界税率、この三つに分けて分析しています。一言でいいますと、どこの国に投資するかという立地の選択については、実効税率が一番大きな要



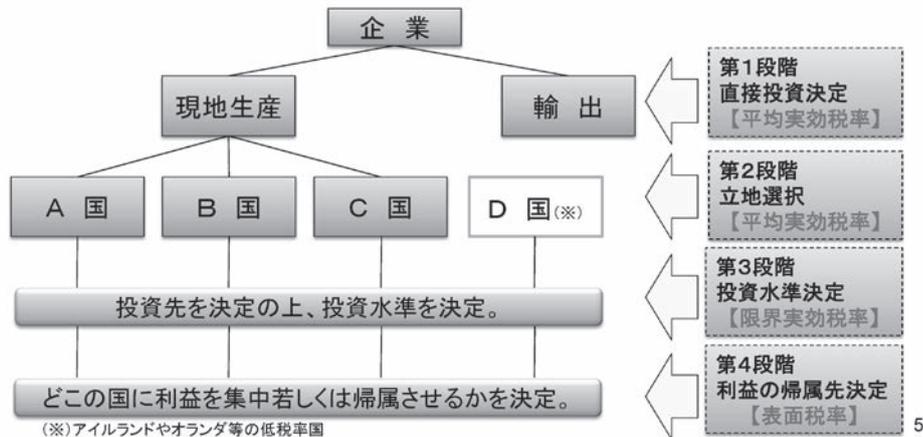
## 骨太の方針(2014年6月24日)

- 日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高め……法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し……法人税改革に着手する。
- そのため、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。
- 財源については、アベノミクスの効果……を含めて、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。
- 実施に当たっては、2020年度の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。

4

### 表面税率・実効税率・限界税率

- Mirrlees Reviewでは、Horstman and Markuse(1992)等の分析から、以下の4つの段階で、法人税が国際展開する企業行動に与える影響を整理できる。
- ・第1段階: 自国で生産・輸出するか、海外で現地生産(直接投資)するかを決定。
  - ・第2段階: 海外で現地生産する場合、どこの国で生産するかを決定。
  - ・第3段階: 投資先を決定の上、どの程度の規模で投資するかを決定。
  - ・第4段階: どこの国に利益を集中若しくは帰属させるかを決定。
- 意思決定の各段階において参考とする税率は異なってくる。



5

素であり、次に、投資をどれだけするか。これは投資減税があったほうがいいですから、限界実効税率が関係する。最後に、多国籍企業は全世界でもうけた所得をどこに記帳するか、どこにブックしてどこの国に税金を払うかというときにメルクマールとなるのは表面税率、これが安いところに利益移転することを考えるという話ですね。

#### 〔我が国の対外・対内直接投資の上位国・地域〕

実は、それはアメリカ企業だけの話じゃないかとおっしゃるかもしれませんが、資料6ページの「我が国の対外・対内直接投資の上位国・地域」をご覧ください。日本から出ていくマネーの行先と、入ってくるマネーの出所です。対外直接投資相手国の順位を見ていただくと、アメリカ、中国は別として、3番目がオランダですね。それから、ケイマンがあり、シンガポールが来る。対内直接投資のほうも、2番目がオランダ、シンガポール、ケイマン、こういうふうになが国の直投マネー、出ていく方も入ってくる方もすでにタックスドリブンだということです。

#### 〔コーポレート・インバージョン〕〔国境を超える三角合併〕

最近アメリカでは、ご承知だと思いますが、コーポレート・インバージョンというのが流行っています。本社を低税率国に移すことによって税負担を軽減する。アメリカでは、ファイザーがイギリスに本社を移そう、M&Aであちらの会社に吸収された形をとってイギリスの会社になろうとして、非難を浴びてやめました。これはインバージョンの一種です。資料3ページの「国・地方合わせた法人税率の国

対外直接投資				対内直接投資			
(単位: 億円)				(単位: 億円)			
国・地域	直接投資残高 (2013年末)	直接投資(フロー)		国・地域	直接投資残高 (2013年末)	直接投資(フロー)	
		2012年	2013年			2012年	2013年
1アメリカ	349,237	25,609	42,964	1アメリカ	55,216	△ 106	1,323
2中国	103,402	10,759	8,870	2オランダ	29,150	△ 358	514
3オランダ	101,631	6,822	8,468	3フランス	15,014	△ 369	△ 636
4英国	71,379	9,481	13,085	4シンガポール	14,077	765	334
5オーストラリア	57,018	8,689	5,640	5英国	13,819	970	589
6ケイマン諸島	50,948	1,797	401	6スイス	10,715	4,065	△ 350
7タイ	46,975	464	10,132	7ケイマン諸島	9,912	△ 1,572	△ 1,050
8シンガポール	38,512	1,283	3,550	8ドイツ	6,783	357	12
9ブラジル	35,195	3,284	3,932	9香港	5,742	693	171
10大韓民国	31,453	3,197	3,220	10ルクセンブルク	3,548	△ 3,548	1,240
11香港	20,884	1,880	1,752	11台湾	2,395	292	183
12インドネシア	20,850	3,039	3,821	12大韓民国	2,190	445	41
13ベルギー	20,539	392	2,643	13カナダ	1,564	40	36
14フランス	18,936	1,853	△ 258	14スウェーデン	1,356	△ 47	465
15ドイツ	17,988	1,445	2,612	15オーストラリア	1,301	99	360
16カナダ	17,684	3,019	2,766	16イタリア	897	△ 14	88
17インド	14,476	2,228	2,102	17中国	607	57	138
18マレーシア	13,913	1,052	1,233	18マレーシア	507	△ 12	73
19台湾	12,442	90	319	19ニュージーランド	373	△ 1	10
20ベトナム	11,369	2,049	3,177	20タイ	116	30	3

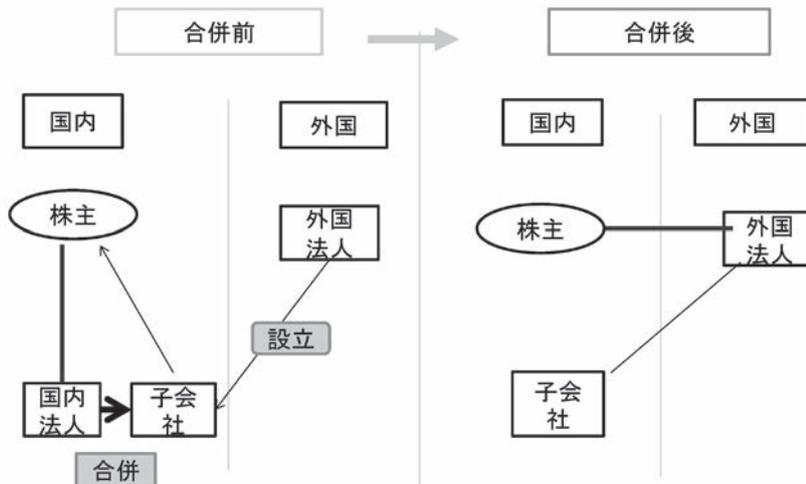
(備考)直接投資(フロー)のマイナスの数値は、その年の投資の回収額が投資額を上回ったことを示す。(出所)日本銀行「国際収支統計」

### コーポレート・インバージョン

- 本年4月、米製薬会社ファイザー社が英国製薬会社アストラゼネガ社に買収提案(結局撤回)。目的の一つは合併により本社を英国に移転(インバージョン)して税負担の軽減を図ること。米国法人税率が40%、英国は21%。
- インバージョンにより、企業が保有する特許権や商標権などの無形資産が、課税繰り延べで低税率国の親会社に移転される結果、合併後の利益は米国の課税権の及ばない外国企業の利益になる(米国は、将来の所得を生む「金の卵」を失う)。前世界課税方式をとる米国には痛手。
- インバージョン時に外国親会社から多額の負債を負い利払いにより米国企業から外国親会社に利益を移転させる(税収減)。
- ブッシュ(子)政権時に防止措置導入。しかし第3国に親会社を設立するコンビネーションインバージョンなど抜け。米国アプライドマテリアルズと東京エレクトロン社の経営統合の親会社はオランダに。そこに無形資産が移転され大きな節税効果。このM&Aに対して、米上院ボーカス財政委員長は警告を発している。
- わが国でも、インバージョンによりタックスヘイブンに親会社を作る取引は、法律で規制が行われたが上述の例は対象外。
- 対抗するには企業(あるいはタックスプロモーター)のモラルに期待するか新たな立法かしかない。

7

### 国境を超える三角合併



8

際比較」で見ますと、イギリスの法人税率は来年から20%になります。米国の税率は40%ですから、英国の子会社になると、今後無形資産から入ってくる収益は20%として課税されることになり大いに税金の節約になるわけです。日本でも国境を超える三角合併というのが数年前に会社法・税法の改正で入った結果、課税繰り延べで、国境を超える三角合併ができるようになりました。

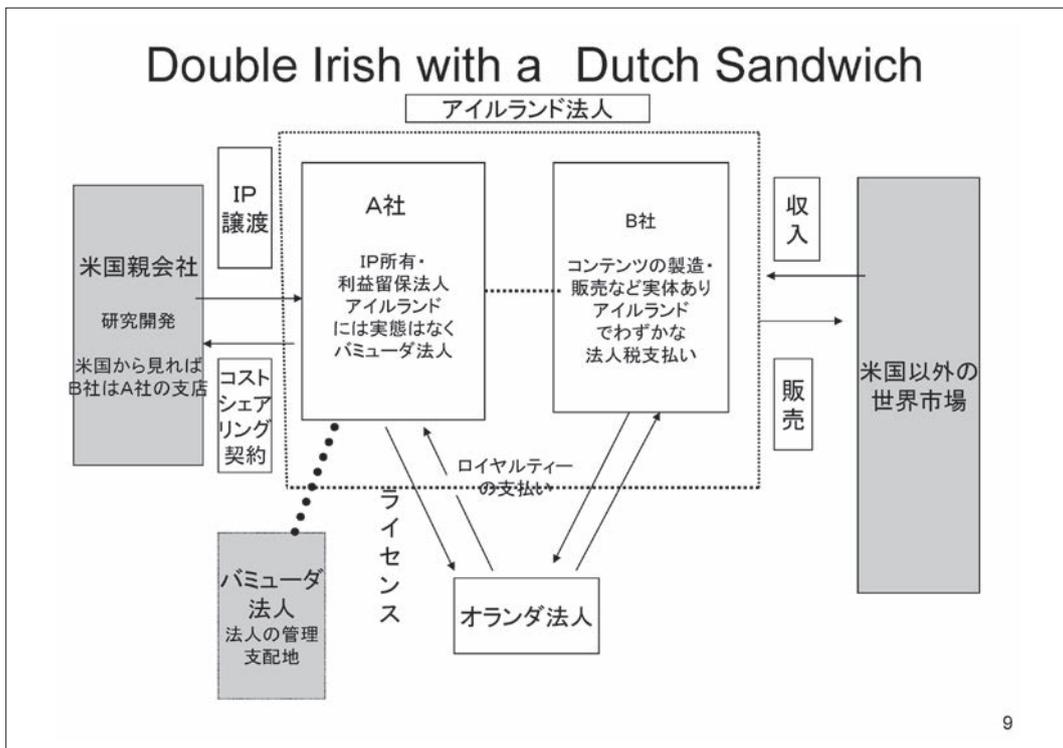
今度、東京エレクトロンがアプライドマテリアルズと合併しますが、合併した新しい本社はオランダに置きます。これはインバージョンで、米国議会は警鐘を鳴らしましたが、日本では誰も何も言いません。

〔国・地方合わせた法人税率の国際比較〕

日本でもインバージョンなど合法的な租税回避が進みつつあるという現実があります。これらは基本的に表面税率を見ながらプランニングが行われているわけです。

〔Double Irish with a Dutch Sandwich〕

資料9ページは有名なダッチサンドイッチという、アップルとかグーグルとかのやっている租税回避スキームです。今日では、海外に会社を移転するというのは、工場を移すわけでもない、クリック一つで、プランニング一つで移転できる。そういう世界に我々がいるという現実のなかで、法人税率すなわち表面税率の引き下げということが、大きな意味を持つということです。

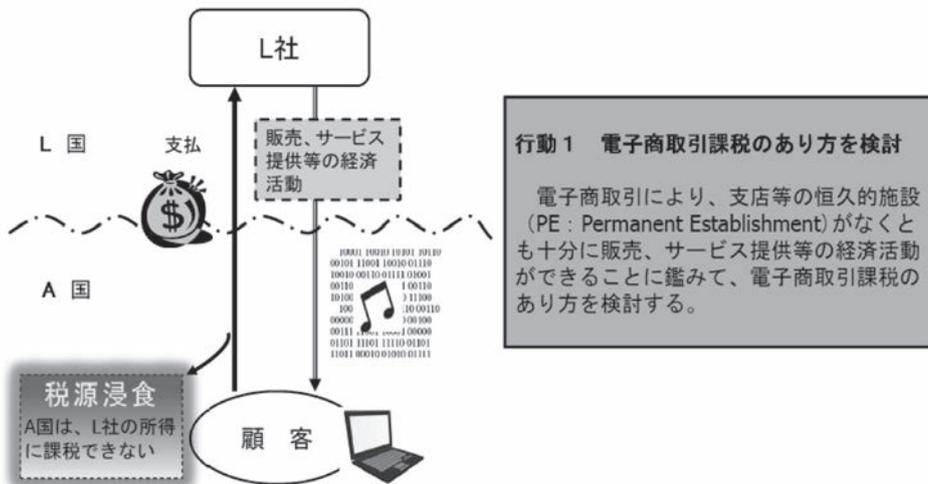


### BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) 税源浸食と利益移転

- 国境を越えた電子商取引の広がり等、経済のグローバル化に対し、現行の国際課税ルールは追いついていない。この結果、源泉地国でも居住地国でも十分に課税されない「二重非課税」や、本来課税されるべき経済活動が行われている国で所得計上されない問題が顕在化。
  - リーマンショック後の財政悪化や所得格差の拡大を背景に、一部の多国籍企業が税金を適正に支払っていないことに対し政治的に看過できなくなった。
  - 国境を越えた脱税・租税回避スキームに対し、国際協調の下で問題解決を図るため、2012年6月より「BEPSプロジェクト」を開始。二重非課税の排除、実際に企業の経済活動が行われている場所での課税を可能とするため、OECDは、行動計画を作成、新たな国際課税の方策を勧告。
- ← 米国企業の国際的租税回避は、わが国企業の競争力との公平性の観点から抑制する必要がある。日本人議長(財務省浅川審議員)のもとでリーダーシップの発揮を期待。

10

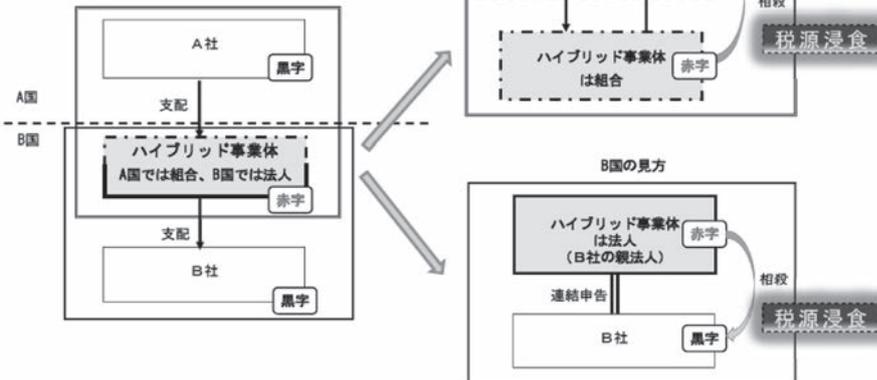
### 行動1 電子商取引への課税のあり方を検討



11

## 行動2 ハイブリッド・ミスマッチを利用した租税回避の防止

ハイブリッド事業体(A国では組合、B国では法人)の赤字によって、A、B両国の法人の黒字を二重に圧縮することができる。



行動2 ハイブリッド事業体を使った租税回避の効果を否認するための租税条約・国内法上のモデル規定を策定。

財務省資料

12

## 論点一財政再建と法人税改革の両立

### 1) 税率はどこまで引き下げるのか

- ・当面、2段階で、5%程度引き下げ29%程度に
- ・さらなる引き下げ(25%程度)は消費税増税を想起させる(ので当面は無理)

### 2) 29%まで引き下げの財源は

- ・基本は「課税ベースの拡大」。自然増収(つまりネット減税)は使わない?
- ・15年度改正でどこまで決めるのか。

### 3) アベノミクスの自然増収はどうするのか

- ・13年度予算の剰余金は1.4兆円(税収の上振れは1.6兆円)、14年度も同程度以上の増収
- ・消費税率10%引上げ時の補正予算の財源
- ・20年度財政目標(PB黒字化には20兆円不足)を踏まえると使用には制約

13

法人税パラドックス(表面実効税率を引き下げても、GDPに占める法人税収は増加傾向)

- EU15カ国(注)では、この10年間で表面実効税率を10%程度引き下げ。(注)1998年時点でのEU加盟国
- 他方、法人設立の増加等により、名目GDPに占める法人税収のウエイトは増加傾向。なお、R&D税制などは立地競争力の観点から拡充の動き。



(出典) OECD Revenue Statistics 及びIMFのデータから1995年~2007年におけるEU15カ国の表面実効税率、税収額、名目GDP及び実質GDP成長率を抽出し、経済産業省にて作成

欧州諸国で法人税パラドックスはなぜ生じたか

$$\frac{\text{法人税収}}{\text{GDP}} = \frac{\text{法人税収}}{\text{法人企業の総営業利益}} * \frac{\text{法人企業の総営業利益}}{\text{経済全体の総営業利益}} * \frac{\text{経済全体の総営業利益}}{\text{GDP}}$$

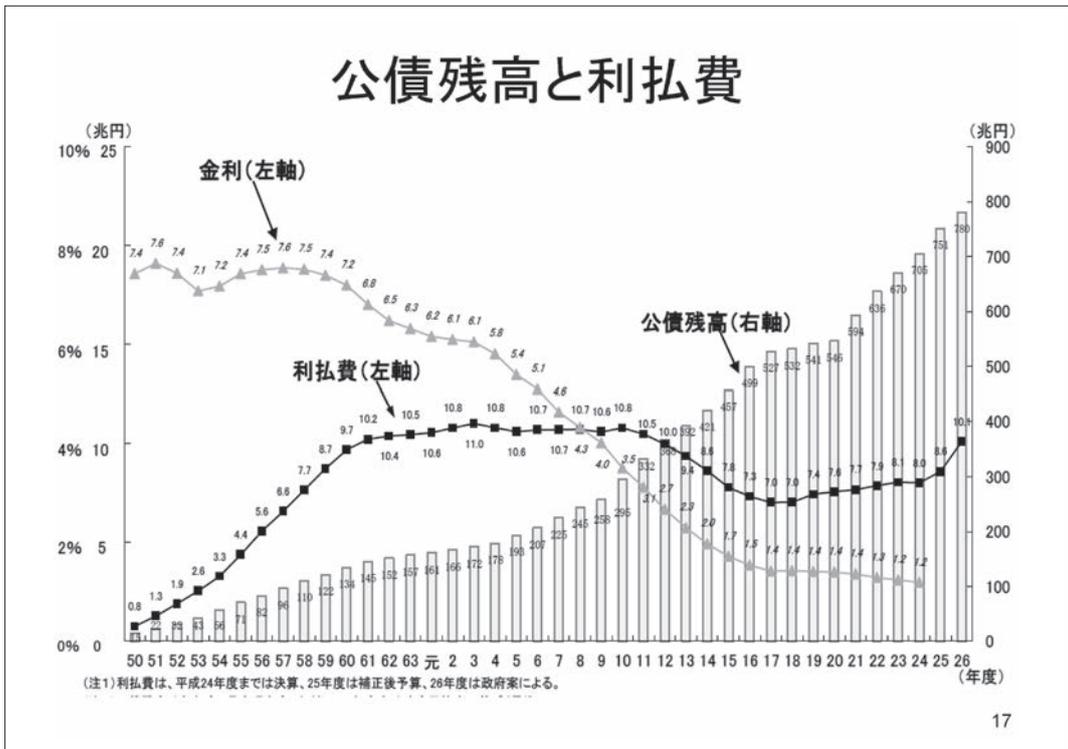
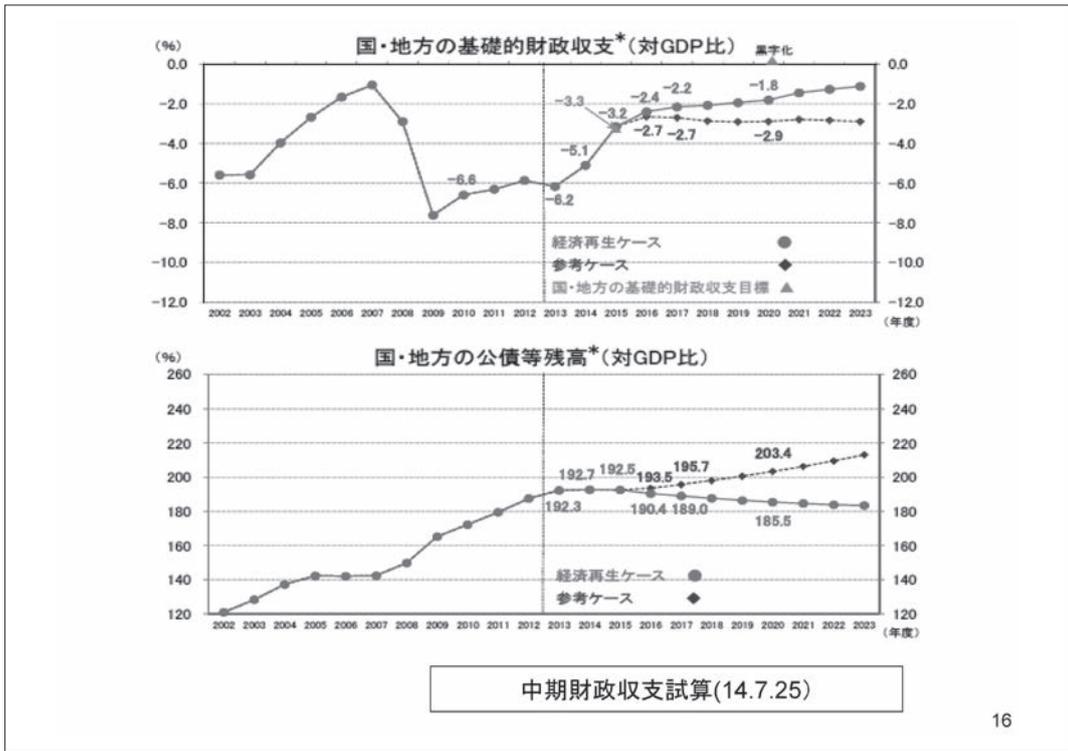
第一項は、法人の租税負担(実行税率、ETR)で、多くの国で安定的な傾向を示している。課税ベースの拡大を行ったことを示している。

第二項は、全体の付加価値における法人部門の割合(share corporate sector)で、個人から法人へのシフトが進んだことを示している。

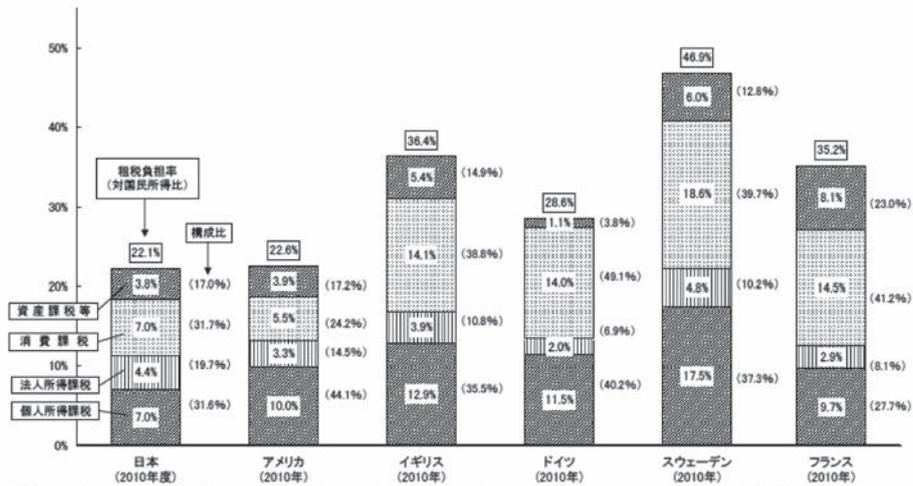
第三項は、GDPに占める企業所得の割合(profitability)で2000年代に増加している。これは、アントレナシップの発揮が見られたことである。

(“Corporate Tax Policy, Entrepreneurship and Incorporation in the EU” Ruud A. de Mooij & Gaëtan Nicodème)

法人税のパラドックスが生じるためには、1) 課税ベースの拡大と2) 新規起業がおきるような規制緩和・成長戦略が大前提



### 租税負担率の内訳の国際比較



(注)1. 日本は平成22年度(2010年度)実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2011"及び同 "National Accounts"による。なお、日本の平成25年度(2013年度)予算ベースでは、租税負担率:22.7%、個人所得課税:7.3%、法人所得課税:4.6%、消費課税:7.1%、資産課税等:3.7%となっている。

2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

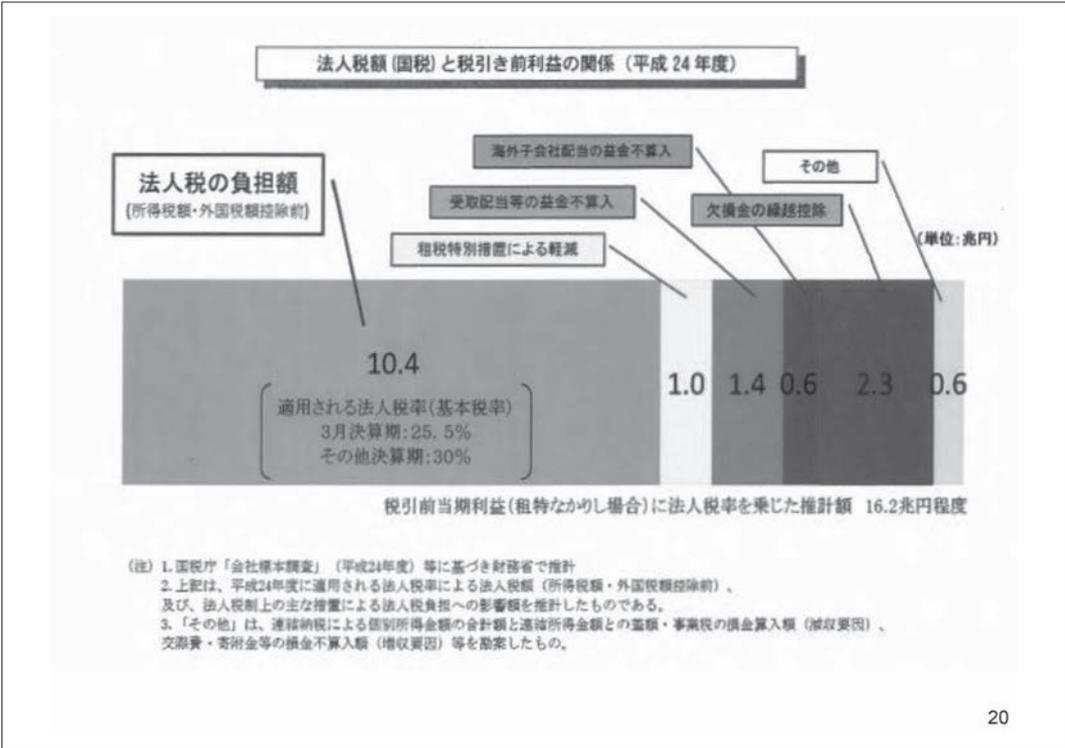
18

## 課税ベース拡大の具体論

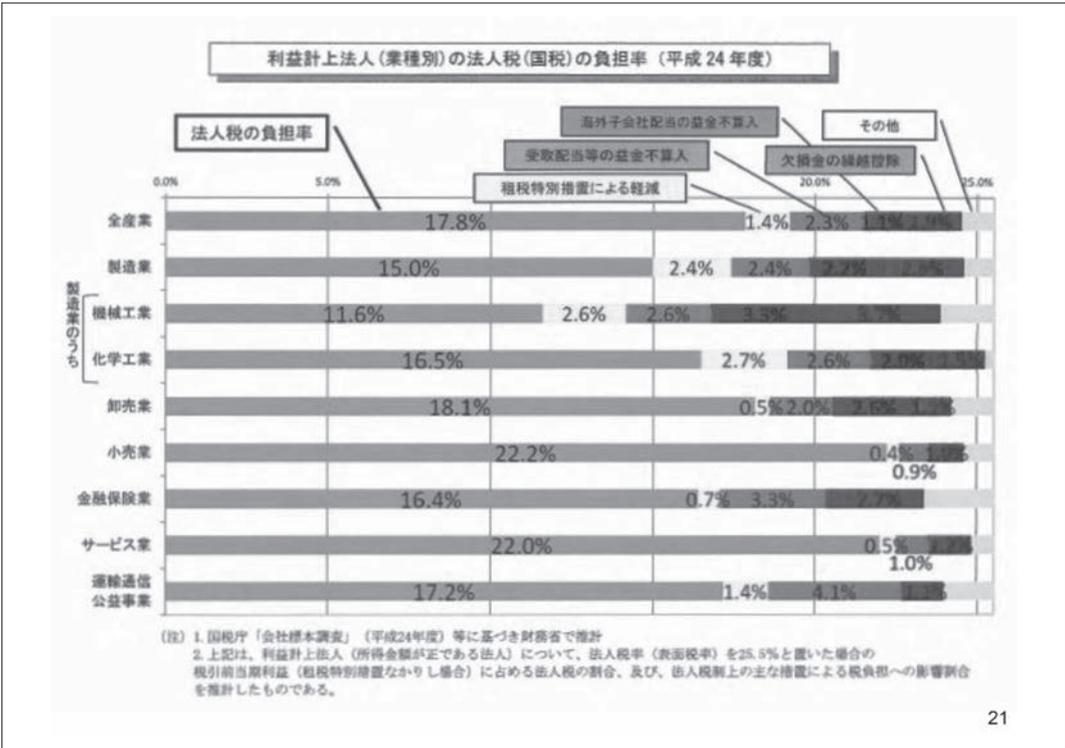
- (1) 租税特別措置の見直し
  - (2) 欠損金の繰越控除制度の見直し
  - (3) 受取配当等の益金不算入制度の見直し
  - (4) 減価償却制度の見直し
  - (5) 地方税の損金算入の見直し
  - (6) 中小法人課税の見直し
  - (7) 公益法人課税等の見直し
  - (8) 地方法人課税の見直し(法人事業税を中心に)
- (以上、政府税制調査会)

- ・15年改正としてどこまで合意するのか
- ・恒久財源とそれ以外の峻別?
- ・研究開発減税の2つの型
- ・外形標準課税と赤字法人課税

19



20

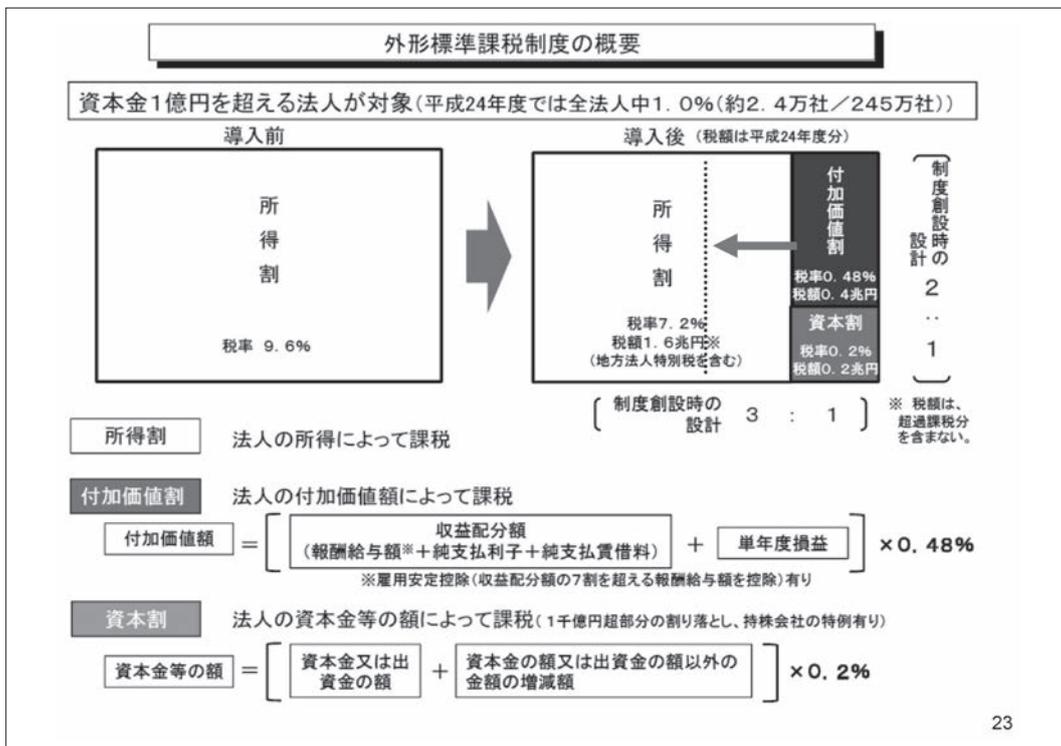


21

### 地方法人課税の見直し(法人事業税を中心に) 政府税調

- 「外形標準課税は、多数の法人が法人事業税を負担していないという状況の是正を図るとともに、法人所得に対する税負担を軽減する一方、付加価値等に対して課税するものであり、応益性の観点から、将来的には・・・拡大していく方向」(『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』)
- 付加価値割の比重を高め、法人所得に対する税負担を軽減していくことが望ましい。
- また、外形標準課税の趣旨に沿って、資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入すべき・・・
- 資本金等の額と従業者数に基づいた区分に応じ課税されている法人住民税均等割についても増額し・・・資本金等の額や従業者数は・・・企業規模・・・指標としては意味が薄れ・・・新たな指標の作成や区分・・・検討すべきである。
- また・・・住民税や固定資産税等のあり方も・・・検討・・・

22



### 〔BEPS（Base Erosion and Profit Shifting）税源浸食と利益移転〕

そのためには、財源の観点から課税ベースを拡大せざるを得ない、それでは法人の負担は変わらないという意見がありますが、それはそうではない、表面税率を引き下げること自体大きな意義があるということを強調したいと思います。

### 〔法人事業税の経緯〕

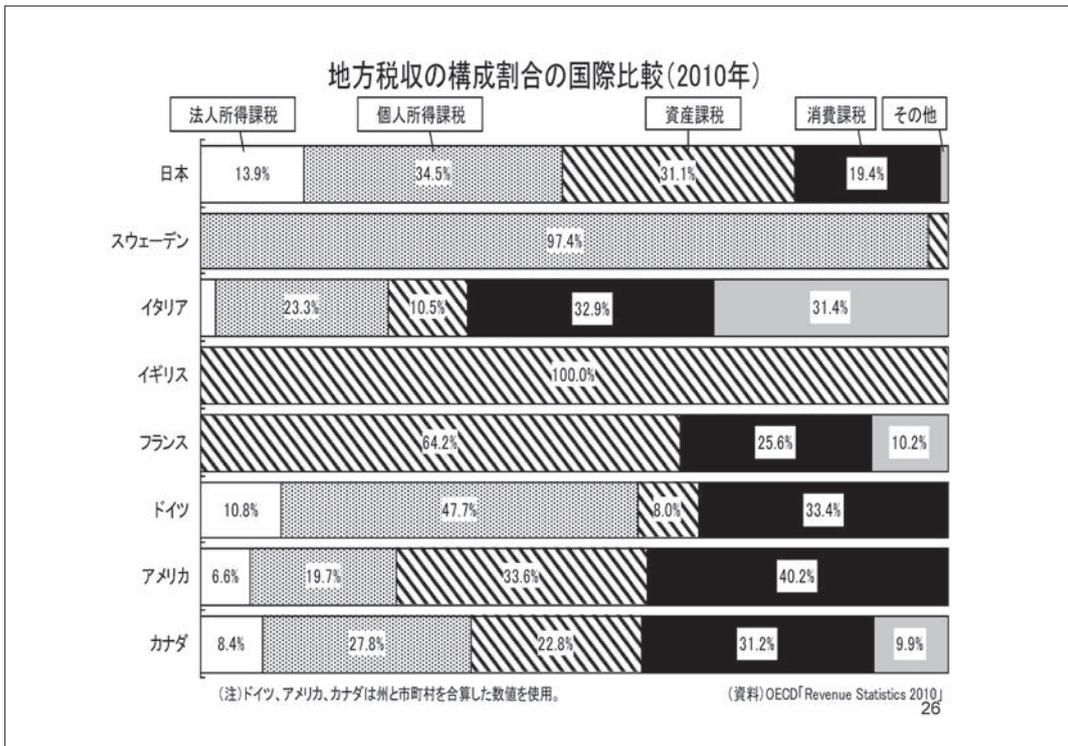
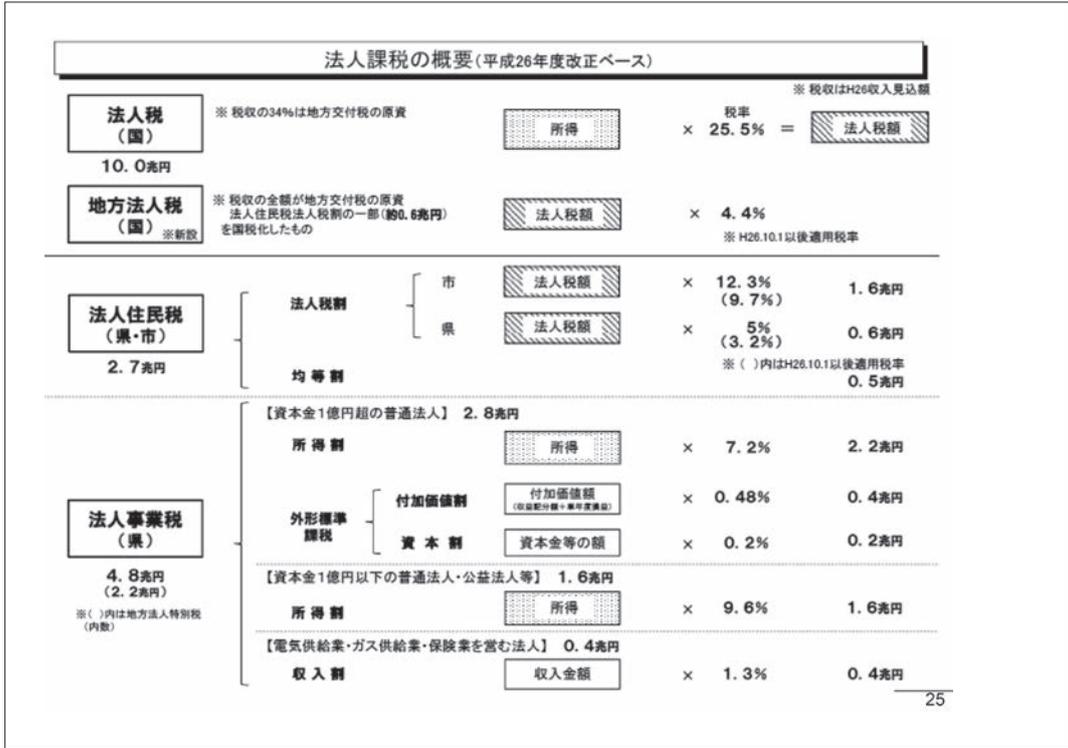
あと外形標準課税の話をししたいのですが、これは大変長い経緯のある税制です。資料24ページにありますように、外形標準課税というのは法人事業税のこれまでの議論の経緯を踏まえて議論する必要があります。この経緯を踏まえて、今回きちっと議論をして、法人税率をさらに引き下げる議論につなげていく必要がある、このことを申し上げたい。私は、外形標準課税はいい税とは思いません。今回は課税ベース拡大としてやむを得ないとしても、その次につなげるような議論、つまり、今後は（地方）消費税で置き換えていく、それによって法人税率を引き下げていくという道筋を今回しっかりしておくべきだと思います。

なぜならば、法人事業税というのは、外形標準課税も含め、もともとシャープ勧告で付加価値税として構想されてきたものだからです。その原点に戻って、国境調整ができる、あるいは転嫁も容易な消費税に代えていく。それによって法人税率を25%に引き下げていく、こういうことを大きな目標としていくべきではないかと考えております。

では、時間が来ましたので、以上とさせていただきます。（拍手）

## 法人事業税の経緯

- 明治11年 営業税の創設(地方税)
- 明治29年 営業税の国税移管
- 昭和15年 新営業税
- 昭和22年 営業税の国税移管、課税ベースは純益
- 昭和23年 営業税の廃止、事業税の創設(地方税、課税ベースは所得)
- 昭和25年 シャープ勧告による付加価値税の創設(延期)
- 昭和29年 付加価値税の廃止、事業税の恒久化(課税ベースは所得)
- 平成16年 外形標準課税の導入
- 平成20年 地方法人特別税の創設



## 今後の行方・・

- 「法人税改革(数年で29%)」と消費税率10%引上げの決断は事実上セットか  
(7-9のQE次第だが、一方だけの先送りは難しい、両方先送りは株価が持たない)
- 法人税減税「数年で29%へ」なら課税ベース拡大で何とか対応できよう。
- 自然増収は財政再建と補正予算の財源
- ここにきてアベノミクスのほころびが見えてきた。  
(円安は輸出増につながらず、物価上昇を通じて消費を抑制する、公共事業の進捗が停滞・・)
- 政権の経済問題へのキャパシティーは大きくない

27

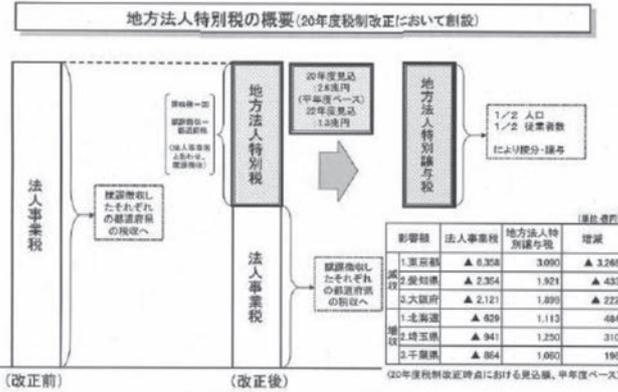
## 法人税改革の道筋 (私案)

	概要	国税	地方税
第1段階 (数年後)	法人実効税率の29%程度への引下げ	課税ベースの拡大 + $\alpha$	課税ベースの拡大
第2段階 (それ以降)	法人実効税率の25%程度への引下げ	消費税率を地方消費税として2%弱引上げ  (2012年の地方法人特別税)	法人事業税・外形標準課税の廃止 法人住民税の国税化と交付税化  (2014年地方法人税)

28

(参考) 地方法人特別税の抜本的な見直し

○ 地方消費税の引上げなど税源の偏在性の是正が図られる中、法人所得課税を地方財源とすることの意義等を検証しつつ、地方法人特別税等の抜本的な見直しを図る。

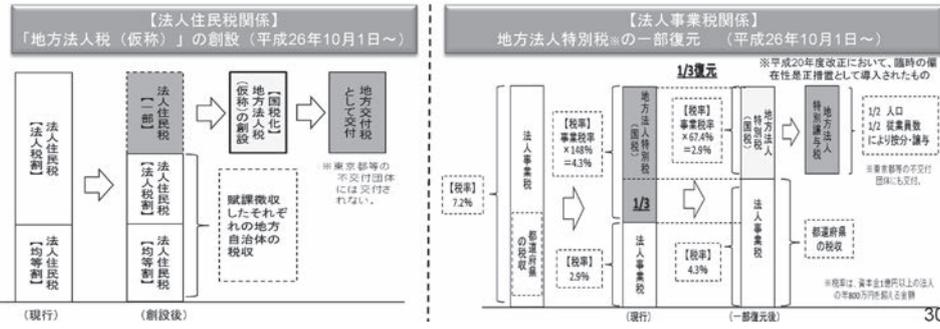


(参考) 税制抜本改革法(平成24年8月10日成立)  
 第七条(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)  
 五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。  
 イ 地方法人特別税及び地方法人特別課税与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の増徴であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。  
 ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

Ⅶ.【参考】地方法人課税における偏在性是正措置(法人住民税 事業税 地方法人特別税・譲与税)

○消費税率8%の段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化して、新たに「地方法人税(仮称)」を創設し、その税込全額を地方交付税原資とする。  
 ○また、平成20年度改正において、臨時的措置として導入されている「地方法人特別税・譲与税」については、1/3の規模を法人事業税に還元する。

○法人住民税法人税割の引下げ。  
 ・都道府県 税率 5.0%(5,459億円) → 3.2%(▲1.8% (1,965億円)) ; ○平成25年度収入見込み額で約5,000億円を国税化  
 ・市町村 税率 12.3%(13,921億円) → 9.7%(▲2.6% (2,943億円)) ; ○平成19年度~23年度決算額の平均では約6,000億円  
 ※金額は平成25年度収入見込み額  
 ○「地方法人税(仮称)」を創設(上記引下げ分相当:税率:4.4%、課税標準は各課税事業年度の法人税額)し、その税込全額を交付税特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。 ○平成25年度法人税収入見込み額8.7%の4.4%は、約3,800億円  
 ○地方法人特別税・譲与税は、1/3の規模を法人事業税に還元。  
 【地方法人特別税収入】17,643億円(平成25年度収入見込み額) → 1/3の額:約5,900億円を還元。



## 消費税率と法人税率

	消費税率の引き上げ	法人税率の引き下げ
スウェーデン	1990年に23.5%から25%へ引上げ 2014年に25%へ引上げ	1991年に53%から30%へ引下げ。 1994年に30%から28%へ引下げ。 2009年に28%から26.3%へ引下げ 2013年に26.3%から22%に引下げ
ドイツ	2007年に16%から19%へ引上げ 2014年に19%へ引上げ	2008年に実効税率38.36%から29.51%へ引下げ(その後、小幅な変動が毎年あり、2014年では、29.58%)
英国	2010年に15%から17.5%へ引上げ。 2011年に17.5%から20%へ引上げ 2014年に20%へ引上げ	2009年に30%から28%に引下げ。 2011年に28%から26%に引下げ。 2012年に26%から24%に引下げ。 2013年に24%から23%に引下げ。 2014年に23%から21%に引下げ。

31

[湯元] ありがとうございます。お三方とも時間を本当にきちっとお守りいただきまして、大変申しわけありません。言い足りないことはたくさんあるかと思しますので、後ほど、ディスカッションでお願いしたいと思います。それぞれ経済学的観点あるいは企業経営のまさに本音での観点、それから、多国籍企業のタックスプランニングという観点、それぞれユニークなおもしろい切り口でお話を頂戴したと思います。

これで一応第1部は終了とさせていただきます。20分間お休みをさせていただいて、15時半から第2部のパネルディスカッションを始めたいと思います。ありがとうございました。(拍手)